

各 位

会社名 アディッシュ株式会社

代表者名 代表取締役 江戸 浩樹

(コード番号:7093 東証グロース)

本社所在地 東京都品川区西五反田一丁目21番8号

ヒューリック五反田山手通ビル6階

問合せ先取締役執行役員財務企画本部長久保 芳和

(TEL: 03-6869-3777)

定款一部変更、資本金の額の減少(減資)及び剰余金の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の臨時取締役会において、以下のとおり「定款一部変更の件」及び「資本金の額の減少(減資)及び剰余金の処分の件」を2025年3月27日開催予定の第11期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

- I. 定款一部変更の件
- 1. 変更の理由

当社事業活動の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条(目的)に事業目的を追加するものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は、変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第2条(目的) 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1~6(条文省略)	第2条(目的) 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1~6(現行どおり)
(新設)	1
(新設)	8 コンタクトセンター及びコンタクトセン ターシステムに関する業務
(新設)	9 デジタルマーケティング、インターネット広告、ソーシャルメディア及びWEB サイト構築・運用並びにその他の広告宣伝、マーケティング及びリサーチに関する業務
(新設)	10 データエントリー、電子決済、電子認証 及びその他の情報処理に関する業務
(新設) (新設)	11 営業活動の代行業務及び支援業務 12 医薬品、医薬部外品、医療機器及び化粧 品等の製造、販売、輸出入、代理業及び 取次業
7 労働者派遣法に基づく労働者派遣事業 8 職業安定法に基づく有料職業紹介事業 (新設)	13 労働者派遣法に基づく労働者派遣事業 14 職業安定法に基づく有料職業紹介事業 15 旅行業法に基づく旅行業

(新設) (新設)

(新設)

16 電気通信事業法に基づく電気通信事業

<u>17 古物営業法に基づく古物売買業</u>

18 資金移動業及び前払式支払手段の発行業 変

19 金融商品取引業及び金融商品仲介業

20 損害保険代理店業務

21 前各号に附帯し、または関連する一切の 業務

(新設)

9 損害保険代理店業務

10 前各号に附帯し、または関連する一切の 業務

3. 定款変更の日程

定款変更のための定時株主総会開催日 2025年3月27日(予定) 定款変更の効力発生日 2025年3月27日(予定)

- Ⅱ. 資本金の額の減少(減資)及び剰余金の処分の件
- 1. 減資及び剰余金の処分の目的

欠損填補及び今後の資本政策の機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項 及び会社法第452条の規定に基づき、資本金の額の減少及びその他資本剰余金の処分を行うも のであります。これにより、財務体質の健全化を図るとともに、今後の資本政策の柔軟性と機動 性の確保に努めてまいります。

なお、本件は、発行済株式総数は変更せず、資本金の額のみ減少いたしますので、株主の皆様 のご所有株式数に影響を与えるものではございません。また、当社の純資産額にも変更はありま せんので、1株あたり純資産額に変更が生じるものではございません。

2. 資本金の額の減少の内容

(1)減少する資本金の額

2025年1月31日現在の資本金額59,240,900円を49,240,900円減少して、10,000,000円といたします。

なお、当社が発行している新株予約権が、減資の効力発生日までに行使された場合、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。

(2) 資本金の額の減少の方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額をその他 資本剰余金に振り替えます。

(3) 資本金の額の減少が効力を生ずる日 2025年5月2日(予定)

3. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、上記の資本金の額の減少の効力発生を条件として、以下のとおり、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損填補に充当いたします。

(1)減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 202,787,976円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 202,787,976円

4. 今後の日程

債権者異議申述公告日2025年3月31日(予定)債権者異議申述最終期日2025年5月1日(予定)効力発生日2025年5月2日(予定)